

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

中国のハーグ協定加盟について

中国がハーグ協定の 1999 年ジュネーブ改正協定に加盟しました。これまでは、中国への意匠出願は、直接出願のルートのみでしたが、2022 年 5 月 5 日からは、国際意匠出願において中国を指定することが可能となります。

なお、中国は、以下のことを宣言しています。

- (1) 意匠の特徴についての簡潔な説明を要件とする。
- (2) 個別指定手数料が適用される。
- (3) 意匠の単一性と意匠の特定の図面が要求される。
- (4) 拒絶通報の期間を 12 ヶ月に延長する。
- (5) 国際登録の発効日の延長は、拒絶通報の期間満了日から最大 6 ヶ月とする。
- (6) 所有権の変更にはそれを裏付ける書類の提出が要求される。

また、1999 年ジュネーブ改正協定は、中国政府から別途通知がない限り、香港特別行政区・マカオ特別行政区には適用されません。

文責：外国 G リーダー長谷川
監修：弁理士 中根 美枝

2022 年 3 月 1 日

特許業務法人笠井中根国際特許事務所